都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

#### 本省報告の廃止について

今般、下記通達に基づく各局から本省への報告を、事務簡素化の観点から、 下記のとおり廃止することとしたので、各局においては、管内の医療機関に対 して、下記2の改正内容について周知する等、事務処理に遺漏なきを期された い。

記

- 1 平成8年3月29日付け基発第176号「労災認定における医師の作成する意見書、鑑定書等の早期収集のための医師会、労災病院等との連携について」の記の6を削除する。
- 2 昭和57年6月14日付け基発第410号「労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施について」を次のとおり改正する。
  - (1) 記の5の(3)中「様式1号」を「別紙様式」に改める。
  - (2) 記の7を削除する。
  - (3) 様式第1号中「様式第1号」を「別紙様式」に改める。
  - (4) 様式第2号を削除する。
- 3 昭和48年8月9日付け基発第467号「労災特別援護措置について」を 次のとおり改正する。
  - (1) 記の8を削除する。
  - (2) 様式2を削除する。
  - (3) 別添労災特別援護措置要綱の8を削除する。

新旧対照表 176号通達

改 正 後	現 行
記	記
6 削除	6 労災協力医に係る名簿の作成について (1) 各局においては、上記2により確保した労災協力医に係る名簿を作成した労災協力医に係る名簿を作成した労災協力を作成したの報告を報告するとの報告を当該名局では、の報告と当該名局では、原則とに行う目に係る労災協利医の作成のの部分において対うことをおり、たるのにおいてもとのが表別においてもとのが表別においてもとのが表別においてもとのが表別には、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

#### 4 1 0 号通達

改 正 後 現 行 記 記 特別援護措置の申請 特別援護措置の申請 (3) 局長は、特別援護措置に係る (3) 局長は、特別援護措置に係る 申請を行った者(以下「申請者」 申請を行った者(以下「申請者」 という。) が適格者であると認 という。)が適格者であると認 めるときは、申請者に対し、「労 めるときは、申請者に対し、「労 災はり・きゅう施術特別援護措 災はり・きゅう施術特別援護措 置承認書(以下「承認書」とい 置承認書(以下「承認書」とい う。)を交付するとともに、「労 う。)を交付するとともに、「労 災はり・きゅう施術特別援護措 災はり・きゅう施術特別援護措 置原簿」(別紙様式)を作成す 置原簿」(様式1号)を作成す ること。 ること。 7 削除 7 報告 特別援護措置の実績について 「労災はり・きゅう施術特別援護 措置状況報告書」(様式第2号) により前年度分を4月30日まで に本省(労災管理課)あて報告す ること。

# 4 1 0 号通達

改正後				現	 <u>I</u>	•					彳	亍				
別紙様式	様式質	<b>第</b> 1	- 5	크. <u>フ</u>								•	-			·
	様式	東近極共変数区の形態でする。41世紀7年 12 年を見る者を	w.	近 生 水 「	カスティ 年 日	*	新文文本				**************************************					
		2 化四唑谷氏	T .	<u> </u>											<b>u</b>	
		REAL THE STATE OF		IR SE	R 元	米·雅	#K	代	# #	**	£.	根主	根機	*:	F	
		52	1 +	*	* 2 *	*	4 5 5	*	4 44	4 69	4 安康	+ 22 +	4 20	* *	•	
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *														
		初维年月日														
	THE SALES OF THE S	A 函数卷序	Z,	ž	o Z	00%	o z	N.	N.	e Z	2.	ž	ž	°Z.	医水光管 建丛花原料	
															# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	

### 新旧対照表

# 4 6 7 号通達

改 正 後	現 行							
記	記							
8 削除	8 報告 要綱8の(1)による報告は、別紙 2の様式2の「労災特別援護措置 (医療)状況報告書」により前年 度分を4月30日までに提出させ るものとする。							
様式2 削除	様式 2							
	4 K 150 150 150 150 150 150 150 150 150 150							
	2. (2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2							
	数							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	9 K 2 2							

改 正 後	現 行
<b>労災特別援護措置要綱</b>	労災特別援護措置要綱
8 削除	8 報告 (1) 委託を受けた医療機関は、年 1回、医療措置を講じた者の症状等について所轄局長に報告するものとする。 (2) 所轄局長は、(1)による報告書を労働省労働基準局長に送付するものとする。